

令和5年度 第1回 東京都北区防災会議 議事要旨

■開催日時 : 令和5年8月30日(水曜日) 15時00分から15時50分

■開催場所 : 北区防災センター大研修室

■出席者 : 55名のうち代理出席9名、欠席6名
詳細は別表のとおり

■次第 :

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議 事

(1) 審議事項

① 東京都北区地域防災計画(素案)について 【資料1】

(2) 報告事項

① 災害時におけるり災証明書発行に関する消防署との協定締結について 【資料2】

② 東京青年会議所との災害時等における協力体制に関する協定の締結について 【資料3】

③ 台風2号の教訓を生かしたスピーディーな対応 【資料4】

④ その他

- 5 閉 会

■配布資料 :

○ 次第

○ 委員名簿

【資料1(審議事項1)】

○ 東京都北区地域防災計画(素案)について

○ 別紙1 東京都北区地域防災計画(素案)

○ 別紙2 東京都北区地域防災計画 令和5年度改定 概要版(案)

○ 東京都北区地域防災計画(素案)意見票

【資料2(報告事項1)】

○ 災害時におけるり災証明書発行に関する消防署との協定締結について

【資料3(報告事項2)】

○ 東京青年会議所との災害時等における協力体制に関する協定の締結について

【資料4(報告事項3)】

○ 台風2号の教訓を生かしたスピーディーな対応

■会議の傍聴 : 公開

■傍聴者数 : 3名

■議事の要旨 :

1. 開会

○危機管理室長

お待たせいたしました。只今から、令和5年度 第1回 東京都北区防災会議を開会いたします。

本日、議事進行を務めさせていただきます。危機管理室長の小宮山でございます。よろしくお願ひいた

します。

はじめに、出席者数の確認です。東京都北区防災会議条例第5条の規定により、委員総数の2分の1以上の方々のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

2. 会長挨拶

○危機管理室長

それでは開会にあたりまして、北区防災会議会長の「山田加奈子区長」からご挨拶させていただきます。

○山田区長

本日はお忙しい中、北区防災会議にご出席賜り、誠にありがとうございます。また、日頃から皆様には区民の安全・安心のために、昼夜を問わず本当にご尽力をいただいておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

この数年、地震、風水害をはじめ様々な自然災害に対する区民の方々の意識の高まり、そしてリスクの高まりも見せています。今年に入ってから千葉や茨城を震源とする震度5強の地震もあり、首都直下地震のリスクも高まっておりますし、また、風水害については激甚化しております。台風2号では地域の方々にも大変ご心配をおかけいたしました。こういった様々な自然災害に対応していくために、本会議で関係機関の皆様との意見交換、また情報共有をしっかりとさせていただきながら、区民の安全・安心を守っていくための第一歩とさせていただきたいと思っております。

本会議は、皆様との情報共有、意見交換の中で、北区地域防災計画の策定をはじめ、様々な意見交換をさせていただく場でございます。ぜひとも今日の議題であります北区地域防災計画の素案につきましても、それぞれのお立場の中で忌憚のないご意見をいただければと思っております。

今回の会議の進行がスムーズに進むことに皆様のご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員紹介及び資料確認

○防災・危機管理室長

それでは、次第に従いまして、委員紹介と、あわせて資料の確認をさせていただきます。

【委員紹介】

本来ならば委員の皆さまを、お一人おひとりご紹介させていただくところですが、恐縮ながら、机上の名簿により代えさせていただきます。

【資料確認】

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。順に読み上げさせていただきます。

まず、1番上が、本日の次第。その下に委員名簿でございます。

続きまして、右上に資料1（審議事項1）とあります、東京都北区地域防災計画（素案）について、別紙1 東京都北区地域防災計画（素案）、別紙2 東京都北区地域防災計画 令和5年度改定 概要版（案）、東京都北区地域防災計画（素案）意見票、です。

続いて、資料2（報告事項1）となります、災害時におけるり災証明書発行に関する消防署との協定締結について、です。

続いて、資料3（報告事項2）となります、東京青年会議所との災害時等における協力体制に関する協定の締結について、です。

続いて、資料4（報告事項3）となります、台風2号の教訓を生かしたスピーディーな対応、です。

以上、9点となります。過不足はございませんでしょうか。万が一、不足がございましたら、事務局がお持ちいたします。よろしいでしょうか。

資料につきましては、当日席上配付となってしまう、誠に申し訳ございません。

それでは、これ以降の議事につきましては、山田区長に進行をお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

4. 議事

○山田区長

それでは、議事に入りたいと思います。東京都北区地域防災計画（素案）について、事務局から説明をお願いします。

○地域防災計画担当副参事

事務局の北区危機管理室副参事 地域防災計画担当 宇野と申します。

それでは私から、審議事項①となります。東京都北区地域防災計画の改定（素案）につきまして、ご説明いたします。

お手元の資料のうち、資料1 審議事項1 と書かれた A4 たて1枚の資料をご覧ください。

はじめに、要旨でございます。東京都北区地域防災計画、以下、本計画といいますが、災害対策基本法に基づき、あらゆる自然災害に対処する総合計画であり、区では、本計画に基づきまして、様々な防災・減災対策に取り組んでおります。

本計画につきましては、平成30年3月の計画改定を最後に、計画の更新が行われておりませんでした。今回、令和4年度から2か年をかけて計画の改定を行い、国や東京都等の上位計画及び関連計画等との整合を図るほか、風水害時における方針等を追加するなど、より実効性の高い計画へ改定を行うものでございます。

次の、改定の内容につきましては、後ほど、別紙にて詳細をご説明させていただきます。

3. の経過につきましては、記載の通りでございます。

次に、4. 計画改定までの予定でございます。

区市町村が地域防災計画を策定及び変更を行う際には、都道府県との協議を踏まえる必要がございます。このため、本会議におきましてご審議いただいた素案を基に、来月から東京都との協議を開始させていただきます。なお、協議には概ね4か月程度を要する想定でございます。

その後の予定につきましては、記載の通り進めてまいりまして、来年3月に、本会議に最終案を付議させていただく考えでございます。

それでは、計画改定の内容につきまして、ご説明いたします。

お手元に資料1 別紙2 と書かれました、北区地域防災計画 令和5年度改定 概要版（案）をご用意ください。

こちらは、今回の計画改定の概要をまとめた資料となっております。一枚おめくりいただきますと、目次となっております。この概要版では、地域防災計画とは、「想定される被害」、「減災目標」、「令和5年度改定にあたって」、「その他」、の4つの章立てで構成いたしております。

次に、下のページ番号で1ページをご覧ください。はじめに、地域防災計画改定の経緯と背景でございます。先ほどもご説明いたしましたが、今回の改定では、平成30年3月の最終改定以降の、国や東京都等の上位計画及び関係法令等との整合を図るほか、感染症対策や多様な視点を踏まえた避難所運営などへの対応を反映しております。また、風水害対策に関連する区の取組につきましても、合わせて反映しております。下段の表につきましては、近年の主な法改正や東京都の地域防災計画の修正状況との関係性をお示ししております。右側のオレンジの網掛けが北区の地域防災計画の状況となっております。その隣の黒い網掛けが東京都の計画となっており、東京都では、直近ですと、今年5月に震災編の修正を行っております。こうした、国や東京都の計画等との差分取り込みを行ってまいりました。

2ページには、計画の目的及び、計画の位置づけと基本理念をお示ししております。

続いて、3ページでは計画の構成をお示ししております。なお、記載の編立てや部構成につきましては、前回までの構成と変更はございません。

続いて4ページには、震災により想定される被害、減災目標のうち、北区の被害想定をお示ししております。震災の被害想定につきましては、昨年5月に東京都から公表されました被害想定を基に、北区の被害想定を記載しております。北区では、全域で震度6弱から6強の想定がされておまして、木密地域が多い、十条、志茂、西ヶ原などでは、建物の倒壊や火災などの被害が想定されております。

続いて5ページをご覧ください。減災目標の設定と、被害を軽減するための施策をお示ししております。中段に記載しております、2030年度までに首都直下地震等による人的・物的被害をおおむね半減する。また、減災目標の達成指標例につきましては、東京都の地域防災計画からの引用となっております。また、下段の被害を軽減するための施策につきましても、東京都の設定した視点を引用いたしております。

続いて、6ページをご覧ください。今回の計画改定にあたっての主な項目を6点お示ししております。はじめに、下段に記載しております、①災害対応のデジタル化の推進です。こちらは、特に発災時になりますが、庁内における情報共有や意思決定を迅速かつ円滑な対応を実現することを目的に、災害情報を一元管理できる新しい災害情報システムの導入についてお示ししております。なお、網掛けの囲いにつきましては、計画の本文の文章をそのまま転記しております。また、右上には該当のページ番号をお示しておりますが、こちらの記載につきましては、震災対策編の第2部6章、情報通信の確保となっております。区における情報通信の整備計画に反映しております。なお、このシステムの導入につきましては、これから導入を行っていくものでございますが、年度末での計画改定を見据え、導入した体裁での記載となっております。ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

続いて7ページでは、風水害対策の強化のうち、避難情報の見直しをお示ししております。内容としま

しては、区民へ周知する避難情報につきまして、避難情報を避難指示に一本化するなど、災対法の改正に基づく見直しを反映いたしております。また、北区における風水害時の避難情報としましては、荒川の氾濫が想定される場合に発表する、「要支援者避難開始」の反映を行っております。

続いて8ページをご覧ください。風水害対策の強化の一環として、風水害への対応における体制の見直しを反映いたしました。まず、荒川の氾濫を想定した場合のA体制、石神井川の氾濫や土砂災害の発生を想定したB体制の2つに体制を設定し、それぞれでの本部体制の流れを明確にいたしました。また、ポイントの2に記載しておりますが、石神井川の氾濫や土砂災害を想定したB体制の際に、災对本部の設置前に、避難対策を検討する「水害対策準備本部」を新たに設置いたしました。

続いて9ページには、風水害対策強化のうち、避難行動方針について記載しております。避難行動方針としまして、区では、大規模水害時における避難行動、区の支援の方向性を定めるため、令和2年3月に「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」を策定いたしました。また、自力での高台避難が困難な方への支援を行うため、昨年12月に「北区大規模水害避難行動支援計画」を策定したところです。

これらの計画等を踏まえまして、区では、区民全員が逃げ遅れない、誰ひとり取り残されない避難を実現するため、風水害時の避難支援に関する様々な取り組みを進めております。

続いて10ページには、避難対策・体制の明確化として、基本的な避難行動イメージ図について、色彩の調整やイラストの追加などを行い、見やすさ・分かりやすさの改善を行いました。

続いて11ページでは、引き続き、避難対策・体制の明確化として、荒川の氾濫を想定した高台水害対応避難場所、また、石神井川の氾濫や土砂災害を想定した水害対応避難場所、この違いにつきまして、説明の図表をお示ししております。

続いて12ページをご覧ください。多様性に配慮した防災対策として、特に、非常時に配慮がいきなりづらい女性や子ども、障害者などの要配慮者に対する記載について、より具体的な記載への見直しを行いまして、誰もが暮らしやすい避難所環境の実現を目指してまいります。中段の水色の囲いとなります。現行の計画文につきましては、主に女性を対象とした記載となっておりますが、修正後の計画文におきましては、女性から多様性に修正するとともに、具体的な対策として、赤字でお示ししておりますが、多様性に配慮した避難所運営に必要な物資等の整備に努めることや、2つ目の囲いにお示ししております、物干し場や更衣室など、避難所でのより具体的な生活における対応を明記しております。また、女性や子どもへの性暴力やDVの発生防止の対策なども新たに記載を追加しております。

続いて13ページをご覧ください。その他の災害対策として、富士山噴火対策や、複合災害への対応についての記載を新たに追加いたしました。

万が一、富士山が噴火した場合、北区内では2cm程度の降灰が予想されており、この降灰によって、停電や上下水道、公共交通機関への影響など、様々な影響が想定されております。また、複合災害につきましては、中段に記載の通り、関東大震災では、台風による強風の影響で火災の延焼拡大に影響があったこと、また、記憶の新しいところでは、東日本大震災において、地震の発生に伴い、津波や原子力発電所の事故などの複合災害が発生しております。こうした、富士火山に関する降灰対策や、複合災害への対策につきましては、国や東京都が検討を進めているところではありますが、区民に与える影響が大きいことから、今回の改定において新たに計画への記載を行っております。

次ページ以降は、今回の改定に合わせて行いました、レイアウトの見直しによる検索性の改善や、各種防災訓練等への啓発、マンション防災対策についての記載をお示ししております。

また、最後の16ページには防災に関連する計画を整理いたしまして、体系図をお示ししております。以上が、概要版の案についてのご説明となります。

続きまして、資料1 別紙1 本計画の素案をご用意ください。こちらの計画素案から、新たに記載となった箇所や、大幅な改定のあった箇所などを中心に、ご説明いたします。

1枚おめくりいただきますと、目次となります。このように、変更または追加した箇所を、赤字にて記載をいたしております。

恐れ入ります、4ページまでお進みください。首都直下地震における被害想定をお示ししております。こちらは、昨年5月に東京都から公表されました〔首都直下地震等による被害想定〕を反映しております。

次ページ以降には、地震の種別による震度分布、被害想定をお示ししております。続いて11ページでは、新たな被害想定に合わせて、身の回りで起こりえる被害の様相といたしまして、インフラ・ライフラインの復旧に向けた動きや、応急対策活動の展開、避難所での避難など、5つのシナリオを記載しております。

続いて、17ページをご覧ください。減災目標の設定でございます。2つ目の段落となりますが、今年5月に公表されました〔東京都の地域防災計画（震災編）〕において設定されました、「2030年までに、首都直下地震等による人的・物的被害をおおむね半減する」という目標を踏まえ、3つの視点と分野横断

的な視点に基づく、防災対策の取り組みをお示ししております。

次の18ページでは、3つの視点についてお示ししております。視点の1つ目として、家庭や地域における防災・減災対策の推進、視点の2つ目として、区民の生命を守る応急体制の強化、視点の3つ目として、すべての被災者の安全で質の高い生活環境と、早期の日常生活の回復について、個別の項目・目標をお示ししております。

おめくりいただきまして、19ページをご覧ください。複合災害への対応を新たに追記しております。

先ほど、概要版においてご説明いたしましたが、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害がさらに広域化、長期化する懸念があることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防・応急・復旧の対策を実施する必要があります。本計画では、こうした事象を整理するとともに、留意すべき事項を新たに記載いたしました。

続きまして、62ページをご覧ください。中段になります、3のマンション防災における自助・共助の構築 といった記載を新たに追加しております。第1のマンション居住者による自助の備えでは、マンション特有の課題であるエレベーターの使用ができなくなることや、排水管等の不良によりトイレが使用できなくなることなどから、簡易トイレの準備など、日常の備蓄の必要性を啓発していくとともに、第2では防災意識の啓発、第3では防災教育・訓練についての記載を加えております。

続きまして、213ページをご覧ください。情報通信の確保の予防対策のうち、第3の区における整備計画についての記載です。区では、防災関係機関からの情報等を迅速かつ正確に収集するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めていくこととし、引き続き、防災行政無線の充実や、災害時の特設電話等の活用に取り組むとともに、新たな災害情報システムの導入に向けた記載を追加いたしました。

続いて、271ページまでお進みください。帰宅困難者等の対策についての記載となります。前回の計画におきましても、大規模な震災が発生した場合、区内においても大きな混乱が生じることが想定されており、一斉帰宅を抑制する方針を示しておりましたが、今回の改定におきましては、発災直後から3日間程度の帰宅抑制を区民、企業に求めていく記載を追加いたしております。また、下段の表になりますが、応急対策といたしまして、都が開発中である帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した、情報収集や情報提供に関する内容を反映いたしております。

続いて、310ページをお願いします。避難者対策のうち、3-2 避難所における多様性への配慮についての記載となります。前回までの記載では、避難所における女性への配慮としておりましたが、今回の改定では、女性に限らず、子ども、障害のある方、外国人等への対応とし、多様性への配慮に記載を変更しております。内容につきましては、概要版でご説明いたしました、避難所生活における物資の備蓄や、安全な避難所生活への対応などについて記載しております。

続いて、331ページをお願いいたします。避難所外の避難者への対応といたしまして、避難所外における避難の態様として、在宅避難、縁故避難を新たに追記するとともに、区では、在宅避難者への物資提供体制及び避難所環境の整備に努めること、また、平時から、在宅避難や縁故避難の検討について周知を図ることを追記いたしております。

続いて、358ページになります。区民生活の早期再建の予防対策のうち、3 トイレの確保及びし尿処理についてです。第1の災害用トイレの確保におきまして、前回までの計画では、避難者約50人あたりに1基のトイレ確保のみとしておりましたが、今回の改定では、避難が長期化する場合には、約20人あたりに1基のトイレの確保に努めることを追記いたしました。また、トイレの種類についても、要配慮者の利用を想定したトイレや、多様性に配慮したトイレの導入など、バリアフリーの推進に関する記載を追加いたしました。

続いて、391ページをご覧ください。今回の計画で新たに追加いたしました、富士山噴火降灰対策・大規模停電対策についての記載となります。富士山噴火による被害につきましては、山頂火口から距離があるため、溶岩流や火砕流の被害を受けることはございませんが、降灰による被害が想定されております。実際の降灰範囲につきましては、様々な条件によって変化いたしますが、富士山ハザードマップ検討委員会報告書により、想定されている様相を表のとおりお示ししております。次ページ以降に予防対策・復旧対策についての記載をしておりますが、国や東京都の検討状況等を踏まえ、今後より具体的な検討を行ってまいります。

ここまでの、震災対策編のご説明となります。続いて、風水害対策編についてご説明いたします。オレンジの仕切り以降が風水害対策編となります。風水害対策編からページが切り替わります。

おめくりいただきまして6ページをご覧ください。計画の方針のうち、計画の前提としまして、(5)の、令和2年3月に策定した「東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針」、また、(6)に、昨年12月に策定しました「北区大規模水害 避難行動支援計画」を新たに追加しております。

続きまして、41ページまでお進みください。水害予防対策のうち、石神井川に関する記載となります。

石神井川につきましては、令和4年に水位周知河川から洪水予報河川に指定が変更となっております。

この変更に伴い、洪水予報の種類と発表基準、また、次のページには、洪水予報にかかわる設定水位を記載しております。

続きまして、53 ページまでお進みください。風水害時の避難体制の整備及び、避難所等の特定に関する記載でございます。住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要があります。このため、避難指示のほかに、要支援者避難開始を伝達するなど、早目の段階での避難行動を求めていくことなどが必要になってまいります。これらを踏まえて、区が進める避難体制の整備についての方針を、下段に記載いたしております。

続きまして、67 ページまでお進みください。67 ページから 70 ページに、避難行動要支援者の支援としまして、北区大規模水害避難行動支援計画に基づく、個別避難計画の作成についての記載を追加しております。

続いて、78 ページまでお進みください。本部体制のうち、5 の水害対策準備本部についての記載を新たに追加いたしました。概要版でもご説明いたしましたが、台風・集中豪雨・線状降水帯の発生による石神井川の氾濫や、土砂災害等の被害が予想される場合に、区民の安全な避難を確保することを目的に、危機管理室長を本部長とした、関係部長により構成されるもので、避難所の早期開設の判断や、高齢者避難等の避難情報の発令についての合議を行います。

続いて、105 ページまでお進みください。情報収集・伝達のうち、広報活動の記載部分となります。

氾濫警戒情報や氾濫危険情報、また土砂災害警戒情報等の新たな警報の追加や、警戒レベルの設定などに伴いまして、中段に記載しておりますが、区は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、対象者を明確にすること、また、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にすることで、対象者ごとに警戒レベルに対応した、取るべき避難行動の理解を図れるよう、積極的な避難行動の喚起に努めてまいります。

以上、大変雑駁ではございますが、地域防災計画改定の概要、及び素案の変更内容につきましてご説明いたしました。素案につきまして、当日の配布となりましたこと、お詫び申し上げます。

今後、東京都との協議を開始させていただきますが、本日の資料につきまして、ご意見等ございましたら、後日でも構いませんので、机上に配布しております意見票にて、概ね9月中を目安に、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。長くなりましたが、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○山田区長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

<質疑・意見等>

○北区町会自治会連合会会長 下山委員

避難所に関して、聞かせていただきたいと思っております。避難するときは日本人の方も外国の方も避難するんですが、言葉の違いがあるものですから、できればその避難所に北区の職員で外国語が話せる職員を配置していただくとスムーズに避難所運営ができるのかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○地域防災計画担当副参事

避難所における外国人、多言語対応のご質問に関しましてお答えさせていただきます。多言語対応については、タブレットを使って多言語対応できないかといったことを検討しているところです。まず58か所の避難所全部に導入というよりは、先ほどご説明したB体制と言われる水害の避難所、12か所での導入をまず検討させていただきまして、その検証結果から避難所に導入を考えていきたいといったことで、まずはタブレットを使って多言語対応を考えていきたいと思っております。

○北区町会自治会連合会会長 下山委員

今インターネットの時代ですから、タブレットを使うというのはよく理解はできるんですが、高齢者の方はなかなか使いこなせないのも、その兼ね合いをどうしていくかというのが問題になってくるかなと思います。高齢者の方の身になって考えていただくとありがたいなと思います。

○地域防災計画担当副参事

タブレットの使用の運営につきましても今、併せて検討を行っておりまして、まずは地域の皆様というよりは、区の職員でそのタブレットを扱っていきいたいといったことから考えております。避難所開設訓練などで使い方などを皆様と一緒に共有できればと思っておりますが、当面の間は職員のほうで対応を考えております。

○東京都北歯科医師会長 村上委員

今回の改定で、トイレのことは非常によく分かりました。いろいろな細部にわたって何人に1基というのは分かったのですが、やはり3日間というか、ライフラインの中で水が一番大切だと思うんですけども、避難所にどのくらい設置されるとか、何人に対してどのくらいというのはあるのでしょうか。

○地域防災計画担当副参事

備蓄物資の水の部分につきましては、避難者の3日分に相当する数が、北区内では備蓄が各避難所に分散しているのと、災害備蓄倉庫のほうに分散して備蓄されているところがございます。

○東京都北歯科医師会長 村上委員

使用期限というか、水の場合は何年かありますね。一応そういうのはどうでしょうか。

○地域防災計画担当副参事

一応5年間という保存期限がある中で、4年目で入れ替えという、ローリングストックの形で今、進めているところです。

○山田区長

ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。また、先ほど説明がありましたとおり、書面でのご意見も受け付けておりますので、改めてよろしくお願ひいたします。

では、次に、報告事項に移らせていただきたいと思います。災害時におけるり災証明書発行に関する消防署との協定締結について、事務局から説明をお願いします。

○防災・危機管理課長

防災・危機管理課長、栗生です。よろしくお願ひします。

報告事項1、災害時におけるり災証明書発行に関する消防署との協定締結について、ご報告いただきます。資料2をご参照ください。こちらの資料は、令和5年7月6日の防災対策等特別会議の資料となっております。初めに、1の要旨になります。一般的な火災においては、火災調査からり災証明書発行まで一連の業務を消防署で実施していただいておりますが、災害対策基本法におきましては、災害時のり災証明書の発行は区長が行うこととされておりまして、その調査のため専門的な知識及び経験を有する他の地方公共団体等との連携の確保、その他必要な措置を講ずることとされております。災害時における火災調査は、平常時と同様に、専門的知見を有する消防署に実施していただくこととなりますので、区が作成する被災者台帳情報から必要な情報を共有することなど、り災証明書の発行を円滑に行うために必要な事項を定めました協定を、6月22日に締結したところです。

2の協定の概要につきましては、お示しの大きく5点となっております。連絡会の開催によりまして、被災状況の調査開始時期や調査体制、り災証明書の発行場所や発行期間といったものを協議した上で、システムを活用して情報を共有するなど、連携についての内容をまとめたものとなっております。

3のその他につきましては、お示しのとおりです。

簡単ですが、報告事項1については以上となります。よろしくお願ひします。

○山田区長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お伺ひしたいと思ひます。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

○山田区長

無いようでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。東京青年会議所との災害時等における協力体制に関する協定の締結について、事務局から説明をお願いします。

○防災・危機管理課長

引き続き、私から報告いたします。報告事項2、東京青年会議所との災害時等における協力体制に関する協定の締結について、資料3をご参照ください。こちらの資料も先ほどと同様に、委員会の資料となっております。初めに、1の要旨になります。北区では、平成21年に北区社会福祉協議会及び東京都北区市民活動推進機構と三者間におきまして、協定を締結しているところですが、今回東京青年会議所から

災害時の支援について協定締結の打診がございまして、これまでの活動をさらに強化するため、今回、四者間での協定を7月15日に締結したところです。

2の協定の内容につきましては、災害時のセンターの立上げ・運営に関する支援をはじめまして、災害復旧や被災者支援等に関する支援活動全般を行うものとなっております。また、災害時だけではなく、平常時におきましても研修や訓練の実施、情報交換の機会を設けるなど、連携の強化を図ってまいりたいと考えております。

3のその他については、お示しのとおりです。

報告事項2についての報告は以上となります。

○山田区長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お伺いしたいと思います。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

○山田区長

無いようでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。

台風2号の教訓を生かしたスピーディーな対応について、事務局から説明をお願いします。

○防災・危機管理課長

引き続き、ご説明いたします。報告事項3、台風2号の教訓を生かしたスピーディーな対応につきまして、資料4をご参照ください。

こちらの資料は、7月24日の区長の記者会見の資料からの抜粋となっております。内容としては、大きく2点となります。

まず1点目、教訓を生かした迅速な対応についてです。現在使用しております防災情報システムのバージョンアップをしていきたいと考えております。台風2号の対応では、情報発信のあり方について様々なご意見をいただいたところです。これまで北区としましては、公式ホームページやメールマガジンをはじめ、LINEやFacebookといったSNS等、様々な媒体を活用し、情報発信を行ってきたところですが、現在それらは個別対応となっているため、同じ情報を繰り返し入力、発信しているところです。今後バージョンアップをすることで、一元的に情報発信ができるようになるとともに、情報収集の面におきましても、システムの活用により効率的に収集できるようになるため、情報発信と情報収集の両面から迅速な対応につなげていきたいと考えております。また、システムのバージョンアップと併せまして、防災ポータルサイトや防災アプリを導入しまして、避難情報の発令状況や避難場所の開設状況、また混雑状況など、防災に関する情報を一元的に、またリアルタイムに発信していきたいと考えています。

次に2点目、だれ一人取り残さない防災対策についてです。先ほどもご質問があったところですが、避難所のDX推進の取組の一つとしまして、タブレット端末を活用しまして、視覚障害の方向けの手話通訳や外国人の方向けの多言語対応を強化してまいります。併せまして、様々な障害をお持ちの方々の訓練参加を促進していくために、まずは区で主催しています避難所開設訓練を活用しまして、各障害団体の方々にもご相談いただきながら、障害をお持ちの方々が訓練に参加しやすい環境整備を図っていききたいと考えております。3点目につきましては、先ほどご説明したとおりとなっております。

なお、補足の説明で、こちらの資料には記載がございませんが、先ほどの地域防災計画の素案の中でもご説明させていただきました、新たな避難所の開設を検討する水害対策準備本部を台風2号の対応を踏まえて設置したところです。先日の台風7号での自主避難場所の開設につきましては、この本部において検討を行い、開設判断をしたところです。

報告事項3についての報告は、以上となります。

○山田区長

今のご報告の2番目は、視覚ではなく聴覚障害の方です。訂正させていただきます。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

○山田区長

無いようでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。最後に「その他」の報告事項について、事務局から説明をお願いします。

○防災・危機管理課長

それでは、その他につきまして、事務局からご報告いたします。

その前に、もし本日までご参加の皆様方から各関係機関での情報提供や情報共有といったものがございましたら、この場でお願いできたらと考えておりますが、何か情報共有等ございますか。ある場合には、挙手いただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

○防災・危機管理課長

引き続き、何かございましたら、事務局を通じまして区のほうにも情報共有させていただきますので、ご連絡をいただけたらと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、最後に、事務局から次回の会議についての連絡となります。先ほどの地域防災計画素案の説明の際にも今後の予定を申し上げましたが、今後、東京都との協議を踏まえまして、年末からパブリックコメントを開始させていただく予定でございます。次回の会議では、この計画案についてのご審議をいただきたいと考えております。日程につきましては、今のところ令和6年3月26日火曜日の午後を予定しております。なお、防災会議につきましては、これまで対面開催をメインとしながらコロナ対応として書面開催とさせていただいておりました。現在、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型での会議ができないか検討しているところでございます。詳細につきましては、また追ってご連絡をさせていただきますと考えていますので、引き続き、ご協力のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○山田区長

その他事項につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願ひいたします。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

5. 閉会

○山田区長

引き続き、ご意見、情報共有がございましたら、書面で結構ですので、事務局宛てにお送りいただければと思います。よろしくお願ひいたします。なければ、以上をもちまして、本日本日予定の内容は全て終了させていただきます。委員の皆様のご協力に深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

区といたしまして、「安全・安心No.1の防災と北区強靱化」に全力で取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き、委員の皆様のご尽力を賜りますことを心からお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。ありがとうございます。

それでは、事務局に進行をお戻しします。

○危機管理室長

山田会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、長時間にわたり、ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年度第1回北区防災会議を終わらせていただきます。お忙しい中、ご出席いただきまして、大変ありがとうございました。お忘れ物のないように、お気をつけてお帰りください。

本日はありがとうございました。

以上

別表

東京都北区防災会議委員名簿

会長 東京都北区長 山田 加奈子

令和5年8月29日時点

No	委嘱（委任） 区分	委員		代理者名	出欠
		役職	氏名		
1	指定地方行政機関の職員	財務省関東財務局 東京財務事務所統括国有財産管理官	吉田 茂人	—	欠席
2	(条例第3条5-1)	国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所長	出口 桂輔	市村 竜明	代理出席
3	東京都の知事の部内の職員	建設局第六建設事務所 所長	城田 峰生	—	出席
4	(条例第3条5-2)	交通局北自動車営業所 所長	戸澤 光一	関 実	代理出席
5		水道局北部支所 所長	金子 玲賢	—	出席
6		下水道局西部第二下水道事務所 所長	北村 隆光	中川 佳也	代理出席
7	警視庁の警察官	警視庁第十方面本部 本部長	渡會 幸治	中村 謙二郎	代理出席
8	(条例第3条5-3)	警視庁滝野川警察署 署長	稲垣 政美	有原 渡	代理出席
9		警視庁王子警察署 署長	菅原 慎一	若杉 健治	代理出席
10		警視庁赤羽警察署 署長	佐野 恭一	道林 佳司	代理出席
11	陸上自衛隊第一師団の隊員 (条例第3条5-4)	陸上自衛隊第一師団 第一普通科連隊第二中隊長	武石 泰明	—	出席
12	東京消防庁の消防吏員又は消防団員	東京消防庁第五消防方面本部 本部長	西原 良徳	—	出席
13	(条例第3条5-7)	東京消防庁王子消防署 署長	永池 昌直	—	出席
14		東京消防庁赤羽消防署 署長	小澤 浩志	—	出席
15		東京消防庁滝野川消防署 署長	菅野 晃一	—	出席
16		王子消防団 団長	榎本 清実	—	出席
17		赤羽消防団 団長	大橋 英雄	—	出席
18		滝野川消防団 団長	岡野 一也	—	出席
19	公共的機関の職員	東日本旅客鉄道株式会社 王子駅 駅長	中澤 一浩	—	欠席
20	(条例第3条5-8)	東京地下鉄株式会社 後楽園駅務管区 王子区長	杉山 康	齊藤 源博	代理出席
21		東日本電信電話株式会社 東京事業部 東京北支店 支店長	金子 朋廣	—	出席
22		東京電力パワーグリッド株式会社 大塚支社 支社長	深澤 浩一	西野 俊光 (陪席者)	出席
23		東京ガスネットワーク株式会社 東京東支店 支店長	伊藤 あすか	大野木 幸夫	代理出席
24		日本郵便株式会社 王子郵便局 局長	伊東 浩治	—	欠席
25		首都高速道路株式会社 東京東局 副局長	原田 直治	—	欠席
26		東京都北区医師会 会長	増田 幹生	—	欠席
27		東京都北歯科医師会 会長	村上 義和	—	出席
28		東京都滝野川歯科医師会 会長	鈴木 守	—	出席
29		北区薬剤師会 会長	野口 修	—	出席
30		公益社団法人地域医療振興協会 東京北医療センター 副看護部長	林 喜久子	—	出席
31		公益社団法人東京都助産師会北区区分会 会長	蒲澤 直子	—	出席
32	自主防災組織の長又は学識経験者	北区町会自治会連合会 会長	下山 豊	—	出席
33	(条例第3条5-9)	一般社団法人減災・復興支援機構 理事長	木村 拓郎	—	出席
34	区長の部内の職員	副区長	中嶋 稔	—	出席
35	(条例第3条5-5)	副区長	大綱 武	—	出席
36		技監	—	—	—
37		政策経営部長	藤野 浩史	—	出席
38		総務部長	中澤 嘉明	—	出席
39		危機管理室長	小宮山 庄一	—	出席
40		地域振興部長	松田 秀行	—	出席
41		区民部長	早川 雅子	—	出席
42		生活環境部長	雲出 直子	—	出席
43		福祉部長	村野 重成	—	出席
44		健康部長	尾本 光祥	—	出席
45		北区保健所長 (健康部長兼務)	—	—	—
46	区長の部内の職員	まちづくり部長	寺田 雅夫	—	出席
47		防災まちづくり担当部長	安間 三千雄	—	出席
48	(条例第3条5-5)	都市拠点デザイン担当部長 (副区長兼務)	—	—	—
49		鉄道駅関連プロジェクト担当部長 (副区長兼務)	—	—	—
50		土木部長	岩本 憲文	—	出席
51		会計管理室長	関根 和孝	—	出席
52		教育振興部長	小野村 弘幸	—	出席
53		子ども未来部長	筒井 久子	—	出席
54		区議会事務局長	峯崎 優二	—	欠席
55	区の教育委員会の教育長 (条例第3条5-6)	教育長	清正 浩晴	—	出席